

## 第23回 北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時： 平成20年9月25日（木）18:30～20:30

場 所： 赤れんが庁舎2階 1号会議室

出席者：

（委 員）井上会長、五十嵐委員、福士委員、山本委員

（事務局）地域主権局 川城局長、出光局次長、志田参事、渡辺参事

### ○ 川城地域主権局長

定刻でございます、第23回の道州制特区提案検討委員会を開催させていただきます。林委員はご欠席ということでご連絡をいただいております。宮田委員もちょっと不確定ということで時間がございますので始めさせていただきます。

本日は担当の佐藤副知事も出席させていただきますので、副知事からごあいさつを申し上げたいと思います。

### ○ 佐藤副知事

お礼を兼ねまして一言述べさせていただきます。本当にそれぞれの立場でご多忙の中、こういう時間帯にも関わらずお集まりいただきましてありがとうございます。

23回目ということで、昨年の7月以降月1回、多いときは月3回という大変な回数で、道庁にいろんな検討会等がございますけれども、おそらく前代未聞のことではないかと考えております。委員の皆さまに改めて感謝申し上げます。

また先日釧路で地域意見交換会を実施してきまして、地域生活を支えておられる方々に来ていただきました。我われもいろんな地域からそういうかたちで新しい提案というものも用意していきたいというふうを考えております。

特区提案でございますけれども、これも前回検討していただきました地域再生、地方自治というテーマでの提案で、現在開催中の北海道議会第3回定例会、昨日まで続いておりました本会議、それに予算特別委員会でも委員の皆さんから提案についていろいろな観点から質問がありました。我われも的確な説明をして、できれば前回、前々回と同様に全会一致でご承認いただいて、進めていきたいと思っております。

今日からでございますが、また新たな提案についてご審議いただくということでございます。この前の釧路での地域意見交換会の中でも出ておりますけれども、やはり普通に何もしないで流れに身をまかせていくとあまり問題というのは当たらないと。何かをしようとするといろんな壁にぶつかるというご意見がありました。確かに今まで我われはそういう壁を感じたとき、何となくそういう壁を当たり前のものとして受けとめてしまって、そこで終わってしまう、あるいはその壁に我われの方をあわせてしまうということで、今ま

でやっていたのかもしれませんが。そういうことを、具体的にそれはだめではないかという  
ことで提案していくというこの制度について、道民の皆さんの意識が本当に段々と高まっ  
てきたと実感しております。これからも提案を積み重ねて、道民の皆さんにいろんなこと  
を身近に感じていただけるよう私たちも努力していかなければいけないと考えております。

皆様には去年の委員会発足早々に緊急提案というかたちで答申を頂いて以来、フル回転  
をしていただき、本当にご苦勞をおかけしております。今後も様々な議論を適宜にしてい  
きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございます。

### ○ 川城地域主権局長

副知事は所用がございましてここで失礼をさせていただきます。それでは井上会長に  
議事の進行をよろしくお願ひいたします。

### ○ 井上会長

ではお手元に配布されております 23 回検討委員会次第に沿って進行をさせていただき  
たいと思います。開会ということで今指名されましたので、2 の議事というところに入っ  
てまいりたいと思います。

前回開きましたのは 7 月 17 日ということで、それ以来およそ 2 ヶ月ぶりの開会とい  
うこととなりますが、これから審議してまいります事柄につきましては、これは第 4 回の答申  
に向けてのスタートということで続けておりますので、皆さんにおかれましてはまた新た  
な気持ちで議事に参加していただければというふうに思っております。

また、皆様ご承知のように佐藤委員が長期海外出張中ということで、この委員会の定員  
というのは 7 名でありますけれども、実質的には 6 名ということで、この中で議事を諮  
つていかなければいけないということになりますけれども、非常に日程等々成立要件があ  
りますので、これまで以上に多様な日程の中でやっておかなければいけないということに  
なりますので、日程の調整につきましては皆さんにおかれましては格段のご協力をいた  
さきたいというふうに思います。

第 3・第 4 回の答申に向けての新たな検討に入る前に、本委員会は先程の説明にあり  
ましたけれども 23 回目ということで、これまで 22 回の委員会で 3 回に亘り 22 項目の答申  
を行ってまいりました。それらのことについての現状の報告と、また釧路で行われました  
地域意見交換会の状況等について事務局の方からご報告を出していただければという  
ふうに思います。

### ○ 渡辺地域主権局参事

それでは、今お話がありましたように釧路で開催しました地域意見交換会についてご  
報告させていただきます。資料の 1 でございます。日時としては 9 月 1 日の月曜日の  
昼からさせていただきます。委員会から井上会長と宮田委員に出席していただき、  
あと地域

の方ということで NPO 法人霧多布湿原トラスト理事長の三膳時子さんと、あと釧路の丸水というところの代表取締役であります近藤さん、それとくしろ複合観光・ゲーミング誘致研究会事務局長ということで乗山さん、この 3 名との間で意見交換をやっていただいたということでございます。

主な意見としましてその 6 番目に書いてありますけれども、北海道はエネルギーの宝庫であって、特区を使ってそういった利点を伸ばすことが必要だということですが、あとエコツアーの送迎ですとか 1 泊などのときに法的な規制があるといったようなこと、それとカジノの話題、あと湿原プラス購入した土地に対する税の話、霧多布湿原の展望台の樹木のことなど意見が出されたところでございます。

この意見交換会につきましては、時期を見て、また別の地域でも開催をできればと考えておりますので、そのときまた改めてご相談させていただきたいというふうに思っております。

次にこれまでの提案ということで、第 2 回、第 3 回と 3 回いただいております。その後の経過について簡単にお話しさせていただきます。まず資料 2 でございますけれども、これは今まで 3 回の答申を一覧表にしたものでございます。まず一番はじめのものでございますけれども、昨年の 12 月に国に提案をしたものでございますけれども、緊急提案とありますけれどもそれは資料の裏の方を見ていただくと、「道州制特区緊急提案に関わる対応について」ということで、その提案した 5 項目がどうなったかということが書いてあります。まず札幌医科大学の定員の自由化ということで、これは提案そのものは学則変更届届出先を知事に変えるという提案でしたが、結果としてはこの学則の変更を届ける必要はないということになりました。これにつきましては本年の 8 月 21 日に文部科学省におきましての省令が改正されまして、今後は道の道州制特区計画に登載することで定員変更の際の届出が不要になるということでございます。特区計画への登載につきましては、今後パブリックコメントなど必要な手続きを経て、第 4 回の定例会に出していきたいと考えています。

次に労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大ですけれども、これにつきましては昨年の 12 月に政令改正が行われまして、全国において国が都道府県の医療対策協議会の申し出に応じて派遣については拡大していくということになりました。

次に 3 つ目でございますが、地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大ということでございますけれども、これにつきましては北海道での具体的なニーズを見極めつつということで継続検討ということになっています。

次に JAS 法に基づく監督権限の関係でございますけれども、これにつきましては本年度中に制度改正を行って、全国的に地域の事業者に対して都道府県が措置命令等に関してのトラブルにするというふうなことでございますが、現在のところ消費者との関係法案とセットで検討されているということでございまして、まだ具体的な動き方というのはわかっていないという状況でございます。

最後は水道法に基づく監督権限の移譲でございますけれども、これにつきましても本年

度中には政令改正して、21年度の4月から道の方に権限移譲という予定で順番に進められております。今は道に移譲される財源について21年度の概算要求に載せていく方向だというふうに聞いております。これが第1回目の提案でございます。

第2回目の提案は、現時点におきましては国において検討中ございまして、どんな扱いになりそうかというところを私どもが知っている状況をちょっとお話しさせていただきますと、まず国土利用の規制権限等の移譲ということでございますけれども、これは農地転用権限、保安林の規制権限の移譲でございまして、これは両方とも5月に行われました地方分権改革推進委員会の第1次勧告に両方とも取り上げられているということでございまして、どうも北海道の提案だけを検討するというのではなく、全体の中で検討をするということでございます。ですから全体の結論を受けるときにあわせて出していくような、そのような方法かなというふうに考えます。

次に人工林資源と森林関係審議会の統合につきましては、現行法の法解釈だとか運用による対応ができないかということを検討されているということでございます。

次に4つ目の廃棄物処理法に基づく権限の移譲につきましても、現行法令の解釈とか運用、対応、あるいは先の通常国会で成立しました農林水産業有機資源のバイオ燃料原材料としての利用促進にかかる法律という新しい法律ができたそうで、その法律を活用することで、北海道でそれに対応できないかということを経済省で検討されているというふうに聞いています。

次に観光の部分でございますけれども、特定免税店制度の創設と国際観光振興業務特別地区の設定ということですが、この提案につきましてもどこの省庁が所管してくれるかということが1つの大きな課題だったのですけれども、何とか国土交通省の方で窓口になっていただけるということで、本格的な検討はこれからということでございます。

次に企業立地促進法に基づく権限移譲でございますけれども、これについては法律に基づく法人税の課税特例として条例で定めるのは適切ではないとか、あと減収補填については地方交付税の措置を北海道が決めるというのは他府県との関係で公平性を欠くのではないかなど、そういったことを法律的に検討をしているというふうに聞いています。

それと外国人人材の受入の促進ですけれども、これは北海道の申し出だけを尊重すると、我が国全体における適正な入管制度が維持できなくなる恐れがある、そのようなことを言われております。

あと地域限定通訳案内士試験の裁量拡大ですけれども、これは新しい資格でございまして、北海道の主権局が今年度からやるということで、担当の講師としては一度試験を受けてからもう1回考えてみたらどうかと、もう少し様子を見たいというふうに言われております。

10番目、町内会の事業法人制度の創設ですけれども、これは現行の支援団体制度の中で対応できないかどうかということ、そういうことも検討したいということもありまして、先日総務省の担当課の方が来られまして現地調査をしていただきまして、そのときのお話

では可能な限り検討していきたいということでございました。

最後 11 番目の法定受託事業の自治事務化ですけれども、これは特区提案が実現していくその状況に応じて今後逐次検討されていくのかなというふうに考えています。これが第 2 回目の国における検討の状況でございます。

次に 7 月に答申いただきました第 3 回目の提案の 5 項目でございますけれども、これにつきましては先程の副知事のあいさつにもありましたが、今議会で審議中ということでございますが、資料 3 をご覧ください。議会に議案として出す前にパブリックコメントと市町村への意見紹介ということがありまして、その結果についてご報告させていただきます。

まず道民の方を対象にしたパブリックコメントでございますけれども、パブリックコメントでの意見は 1 件ございました。これは「意見の概要」とありますけれども、福祉輸送サービスについての重大事項というのはただ今報道はされていないけれども、やはり運送距離が伸びるなどといったこと、ドライバーとか車両の点検など、人の安全についても法整備を含めて議論すべきと考えるとかということございまして、これはおっしゃる通りでございます。当然私どもとしても安全性というところについても必要な検討、議論等を行ってきたいというふうに考えています。

次のページですけれども、これは市町村からの意見紹介でございます。全体としては 35 の市町村から 41 件の意見が出てきたということでございます。まず維持管理費にかかる国直轄負担金制度の廃止について 2 件ございました。これにつきましては、役割分担を明確にするということは十分理解できるけれども、全体としての北海道開発と申しますか、そういう道路維持事業が停滞、道が負担金を払わなくなって予算が不足して停滞しはしないかという、そういった懸念をされているという意見です。あとはすべて北海道に権限を移譲を求めるんだという意見が出てきております。

次に道道管理権限の町村への移譲ですけれども、これは一番多くて全体で 25 件ございます。主な意見としましては、道路の管理権限を一律に権限移譲を行うべきではないといったこと、それと権限移譲に伴って必要な財政措置というのは十分すべきであるといった意見が非常に多かったところでございます。

次に 9 ページでございますけれども、福祉輸送サービスにかかる規制緩和ということでございます。これは先程パブリックコメントで 1 件道民の方からありましたけれども、市町村からは 2 件でございます。いずれも肯定的な意見でございました。

次にコミュニティーハウスの制度創設ですけれども、これは 6 件ございまして、このコミュニティーハウスの制度の創設によってどういう影響があるのか、あるいは法律に規定する意義がわからないとか、そういった意見の一方で法に位置づけることが必要、あるいは成果が得られないで福祉の効用はあると考えられるという前向きな肯定する意見もございました。

次に 11 ページでございますけれども、指定都市等の要件設定権限の移譲ですけれどもこれは 5 件ございまして、多かった意見は北海道の基礎的自治体のあり方ですとか、道と市

町村の役割分担についての十分な議論が必要だという意見が多かったということでございます。

以上市町村からの意見はそういうことでございますけれども、また答申をいただいております広域中核市制度の創設の関係でございますけれども、これは委員会の付帯意見をふまえて今回はパブリックコメント、あるいは市町村の意見紹介というのはやっておりますけれども、既に全道の市長会ですとか市の企画担当課長会議などで説明し、議論などをいただいている他、今後は支庁単位で市町村に集まっていただいてそういった会議を予定しておりますので、そういった会議の中でまた説明をしていろいろと意見交換をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

## ○ 井上会長

ありがとうございました。資料の 2 のところで説明がありましたけれども、第 2 回提案の 5 番目ですか、1 例ですけれども観光のところ特定免税店制度の創設のところ、特にこういったところは税財政に関わる提案が生まれているというようなことで、まだ国の方として正式に結論を出されていないというようなところであったというような説明であったかと思います。

またその下に、資料 2 の一番下に記載してあります第 3 回提案予定となっておりますものは、これは既に知事に我われの委員会の結果として答申をしているところですが、今後の日程というのは説明がありましたけれどもパブリックコメント、あるいは各自治体においての聴取ということの整理が一通り終わりました。現在開催中の第 3 回定例道議会で審議が行われているということで、今後はその議決を経て予定では 10 月に国へ提案するという予定であるということでありました。第 2 回提案とともに第 3 回提案ということについても、今後国との間で様々なやりとりが出てくることだろうと思いますけれども、事務局におかれては今後の提案の実現に向けてご尽力いただきたいというふうに思っております。

後程またこれらについてのコメント等があればお出しいただければと思いますが、議事次第によりますと(1)道民提案の検討・整理状況についてということで審議を進めてまいりたいと思います。この委員会については、上から下に下ろすということで、道民の皆さん方の提案ということをベースにしながら道民の皆さん方の声を国、国政の場に届けるということを目的としておりますので、審議にあたってはこれまで同様、1 回目、2 回目、3 回目同様、道民の皆さん方からいただいている提案の状況全体を把握しておくという必要があります。そこでまず今まで 3 回の答申のベースになっている道民提案、これはたとえばコミュニティーハウス、広域中核市の意見を道民提案として扱っておりますので、今まで 288 と申し上げていたところ、現在のところでは 290 という数字になっているということで、資料 4 等に基づきまして事務局の方から現時点での検討、整理状況がどうなっ

いるのか説明をしていただきたいというふうに思います。その段階でその後皆さんから意見を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

#### ○ 渡辺地域主権局参事

それでは資料の 4 をご覧ください。この資料は道民提案を第 3 回答申まで述べたような状況を整理したものでございます。全体としては会長からお話がありましたように 290 件、提案の数としてはございます。重複もありますし、項目としては 244 の項目数があるということでございます。その 244 の項目ということで、そのうち特区提案によらなくても対応可能なものと一番右端にありますけれども、提案数としては 154 本、項目数としては 151 本特区提案の対応可能ということで検討の対象外ということになってございまして、特区提案として検討すべきものはその残ったものということで、提案の数としては 136、項目数としては 93 本ということになっています。

それでこれについて検討した結果でございますけれども、93 本のうち第 1 回提案答申で 4 本、第 2 回答申で 13 本、第 3 回で 8 本が答申につながるということで合計 25 本答申につながったということでございます。その横にあります「一旦終了」という欄に 52 とありますけれども、これは検討の結果、一応一旦いわゆる本棚にということで本棚に戻したものが 12 本ございます。それらを差し引きますと、今後継続して検討していかなければならないのが 16 本あるということでございます。その 16 の内訳でございますけれども、1 ページめくっていただいて大分類、中分類、小分類ということで細かい内容があります。この中の検討結果の継続に○がついているものがそれでございます。まず 1 ページ目は地域医療対策ということでナンバーは 2 番目、3 番目、4 番目、それとナンバー 7、8、9、それと 206、10、12、13、207 ということで 11 本医療に関するものが継続的ということでございます。

それで次に 4 ページをご覧くださいと思いますが、4 ページのナンバー 54 番と 215 番、カジノ、これは両方ともカジノでございます。これが 2 件、それと 5 ページですけれども 69 番なのですけれども、下から 6 段目ですか、69 番の自由貿易地域指定というのが委員会に継続ということでございます。それと 6 ページですけれども、上から 75 番と 221 番、空港の一括管理と千歳空港のハブ空港化というのが 2 本あって、併せて 16 本継続ということになっています。

以上でございます。

#### ○ 井上会長

ありがとうございました。ただ今事務局から資料の 4 に基づいて説明がありました。現在のところ全体で道民の皆さん方からいただいている提案件数は 290 件であるということ。そのうちこの第 4 回の答申ということで議論すべきものとして現時点で残っているもの

が資料の4のカラーページになりますけれども、Aの「地域医療対策」として11本、そしてBの「経済振興対策」として5本、併せて16本が残っているということでもあります。その他、今まで検討していない新たなものとして現時点でどのようなものがあるのか事務局からまず説明してもらいたいと思います。

#### ○ 渡辺地域主権局参事

資料5をご覧ください。これが第3回の答申を終えたあと、現在道民提案の状況に関する資料でございます。まずトータルな話から説明しますと、まず継続検討分ということで先程お話ししました16本があるということでございます。それと五十嵐委員が委員会の中で提案された部分が9件、それとその後道民の方々から追加で提案されていたものが15件、併せて70件あるということでございます。中身を簡単に言いますと、2ページになりますけれどもこれが先程説明した16件を抜き出した、抽出したものでございまして医療が11件、経済振興対策というのが5件あるということです。それと五十嵐委員提案ということで3ページですけれども9件ございまして、これもすべて医療の関係ということでございます。

それと4ページ以降は五十嵐委員提案の内容について書いてありまして、次に8ページでございますけれども、8ページはその後道民の方々から提案をなされてきた追加分ということで15件あるということでございます。それで合計40本が検討のベースになっているということでございます。

以上でございます。

#### ○ 井上会長

ありがとうございました。ただ今の時点で議題のところの(1)の道民提案の検討・整理状況についてということと、ただ今直前に(2)道民提案の状況(第3回答申後について)ということで資料に基づいて事務局から説明をいただきました。これらの点を併せてでよろしいと思いますけれども、委員の皆さんの方からご意見、あるいはご質問を頂戴したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

#### ○ 五十嵐委員

新たに道民の方からいただいた15件分の趣旨とか、そういった資料は今回は・・・

#### ○ 渡辺地域主権局参事

このあと説明します。



## ○ 井上会長

道民の皆さん方からの追加提案についての整理というのは、この次の議題だと思うのですが、1点確認しておきたいのは、この継続検討分ということで地域医療対策という部分かなり残っているということになっていますね。それで医療の部分は、これは緊急提案、去年の7月からしばらくあったのですね、10月のはじめに一次の答申案を持っていったわけなのですが、そのころもかなり集中的にこの場で議論をさせていただいたというふうに理解しています。札幌医大の学則の変更云々ということは緊急提案、第1回答申に含めたものの、それ以外のものについてはその時点で医療過疎の問題等々がかなり他で議論をされていたということもありましたし、また緊急医療対策協議会でしたか、そういうところも並行して議論をしているということがあったので、そちらの方の議論の進行状況等々を見ながら改めて提案というかたちで取りまとめていこうではないかということで、その時点では終わった。

それで質問なのですが、その別の組織といいますか、あれは別の組織という意味は知事が議長といいますか、それをおやりになったと思うのですね。ですから知事を議長とするその協議会で、個々に関連する部分の、個々に関連するというのは道民提案継続検討のところである地域医療対策のところ、ある程度議論がなされたということはあるのでしょうか。

## ○ 出光次長

この医療関係の継続検討分につきましては井上会長が今ご指摘の通り、昨年の緊急提案のときに議論をした中でこれは同時平行でその医療対策協議会の方でも医療対策の議論をしていく。そちらの方の議論の状況をまた聞いてみてからということで一旦ペンディングにしていたわけでございます。その医療対策協議会自体はどちらかというと、これは医師不足の地域に具体的にどうやって医師を派遣するかということに専ら議論をしてきているものですから、あまり現行制度をさらにどういじろうかというのを議論をしている状況ではないというところがございます。ただ、道の保健福祉部としてはその医療対策協議会にかけないにしても、個別にもう少し医師会ですとか関係団体にあたってこの道民提案の継続、それから五十嵐委員からのご提案あったことについてきっちり意見を返したいということで取りまとめの作業をやっておりますので、その保健福祉部から返ってくる医療関係セクション、あるいは医療関係団体の方も含めた専門的な意見をまたこの委員会でご説明させていただいて、その上で改めてこの継続検討分と五十嵐委員のご意見等をご議論いただこうというふうに思っております。今、準備中という状況でございます。

## ○ 井上会長

ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。今までのところ、よろしいでしょうか。今までのところというのは、これは資料の5のところ(1)道民提案継続検

討 16 件、(2)五十嵐委員提案 9 件というところまでは少なくともここで今私の質問に答えていただいて、出光次長の方から説明があったように、今後道としていろんな協議会のところの議論の状況等々ふまえてもう一度整理をして出していただけるということなのですが、そのあとにやる、新たに道民の皆さん方から提案をいただいた追加分の 15 件というのは次の議題のところでは逐次整理をするための議論をしたいと思いますが、少なくとも継続検討の 16 件、五十嵐委員提案の 9 件、このところは形式的な議論しか今日はできませんけれども、こういうかたちで次回以降審議を進めるということによろしいですか。

ではまた必要に応じて戻っていただくことも可能だと思いますので、次のところに進めさせていただきたいと思います。(3)道民提案の追加分の第 1 次整理についてというところでもあります。これにつきましては資料の 6 に基づいて事務局の方から説明があるということだと思いますけれども、道民の皆さん方から新たにいただいた、繰り返しになりますけれども 15 件につきましては、これはこれまでのやり方がそうであったように、要するに特区提案によるべきもの、あるいはよらなくても可能なもの云々ということの、いわゆるここでよく言う仕分けという作業をさせていただきたいと思います。

まず事務局の方から資料に基づいて説明をしていただいて、その後特区提案として検討するべきもの、そうでないもの等々の仕分けの作業に入りたいと思います。では事務局から説明をお願いいたします。

#### ○ 渡辺地域主権局参事

それでは資料 6 に基づきまして説明させていただきます。今会長からお話がありましたけれども、継続検討分と五十嵐委員提案というのは、道州制特区の提案として整理されております。それで新たに出てきた 15 件分の道民提案について特区によらなければできないのか、特区によらなくてもできるのかというところの一時整理をしていくということでございます。

それでまず資料 6 の 1 ページ目ですが、この中身は公立病院のオープン化にかかる医師標準数の特例ということでございます。概要といたしましては、公立病院で診療を行う開業医を医師標準数の中に含まれるようにするという、こういう中身になっています。

それで事実関係の整理でございますけれども、医師標準数というのは医療法第 21 条で規定されているところでございます。公立病院のオープン化ということで開放された病院施設を利用して開業医の方が自分の患者を診療する。自分の患者しか診療しないという場合にはそれをその公立病院の医師標準数には算定できないということになっています。

一方開業医でございまして、診療支援ということで、公立病院に入院されている患者を診療する場合には、現行の規定ではその公立病院の医師標準数に算定できるというふうになっているしだいでございます。

それでこの提案の趣旨がどういうものかというのはちょっと明確ではございませんけれども、仮に公立病院のオープン化に伴って開放された施設を使って、自分の患者しか診な

い場合でもその公立病院が医師標準数に算定できるようにする、こういう提案だというふうに理解しまして、一応実現するために考える手法としては医療法に特例をおく必要があるということでございます。それでこの提案が実現した場合に考えられるメリット・デメリットですけれども、メリットとしましては医師標準数、開業医も入れられますから診療報酬は医師標準数が足りない場合は減額されていますけれども、その部分が減額されなくなると公立病院にとっては経営負担の軽減につながる感じがあるということでございます。

次に一方デメリットですけれども、病院の経営ということではメリットがある。その開業医の方が自分の患者さんしか診療しないということがあれば、実質的な医師の数が増えるわけではございませんので、他の患者さんにとっては特段のメリットはないということになります。

次のページになりますけれども、256番の高速道路の無料化ということでございます。概要としましては、高速道路を無料化にすることによって物流コストが削減され、本道の経済が活性化する。それと道民の行動範囲が広がるといったものでございます。

事実関係等の整理ですけれども、高速道路の整備は建設費用を借り入れて建設して、橋梁開始後は料金収入で借入れ金の償還を行っていくという、こういう枠組みで整理が進められています。平成17年まで日本道路公団が国からの施工命令ということでやっておりましたが、平成17年以降は北海道につきましては「東日本高速道路株式会社」という民営会社になりましたので、ここでもやっているということでございます。

高速道路の無料化ということであれば実現するために考えられる手法としては、道路整備特別措置法でスキームが決まっていますので、そこに特例を取り入れます。それでこれを実現した場合のメリットとデメリットですけれども、メリットとしては提案にもありましたように、物流コストが削減されまして経済活性化につながるということと、道民が広く高速道路を利用すると思いますので、行動範囲が広がると広域的な経済圏の形成が促進されるということも考えられる。

次にデメリットでございますけれども、料金を無料にするということですので、その負担をどこか他に求めなければならないということで、場合によっては、道は新たな負担ということをしていかなければならないということもありうるということです。それと供用されているところは道央圏中心でございまして、仮にその両者の負担ではなく税金で賄うということになると、地域によって高速道路を今度利用できない方がいらっしゃいますので、そういった意味では受益に公平性を欠くということも考えられます。

それと税金ということになりますと、道の財政が厳しい、市町村も厳しい、こういうことがございまして、財源確保が困難になり、高速道路の整備そのものが遅れるということでございます。

次の提案ですけれども257番、労働基準法の条例化ということでございます。概要といたしましては、現行の労働基準法を工場労働者と鉱山労働者を念頭に置いて、サービス

業ですとかホワイトカラーには真正面から対応していない。このため労働基準法を条例化して、こうしたサービス業とかホワイトカラーといった労働者に対応できるようにするという中身でございます。

事実関係の整理ですけれども、労働基準については憲法 27 条第 2 項の規定の趣旨から、国が全国を通して定めるということで定めておりまして、労働条件を定める様々な法律がありますけれども、その中心となる法律ということになっています。労働基準法というのは労働者の職業の種類を問わず、事業または事業所に使用されている者で賃金を支払われる者と定めていまして、この労働基準法で定める基準というのは必要最低限、最低限の基準ということで、この最低限の基準というのを据えて事業所に適用する、こういったことになっています。ですからこれは労働基準法を条例化して労働基準を条例で定めるということでございますので、実現するために考えられる手法としては労働基準法の特例ということになります。

仮にそうなった場合のメリットでございますけれども、地域の実情にあった労働基準法での条例で設定できるようになるということです。デメリットは、雇用者が道外にいる場合の取り扱いと、道内の雇用者が道外の労働者を雇っている時はどういう扱いをするのかといったところ、それと場合によっては北海道だけ労働者の労働基準が下がるということがあり得るので、これが憲法上許されるのかといったことがあります。もし仮に憲法上問題があれば、憲法改正ということが必要だということであれば、実現に向けては相当な困難があるのかなというふうに思います。

次に 4 ページになりますけれども、258 番・郵便局の役場の所管ということで、郵便局で役場の支所の業務を行えるようにするという中身でございます。事実関係の整理ですけれども、市町村は支所ですとか出張所を設けることができます。現在でも郵便局において戸籍謄本ですとか住民票の写し、納税証明書などの交付など、請求の受付、あるいは引渡しといったような住民がよく利用する特定の事項については現行法でも郵便局でやってもらえるということになっています。

それでこれ以外の事務を郵便局の支所でもやるということになってはじめて法律の改正が出てくるのかなということでございます。それでメリット・デメリットですけれども、どこまでの業務を郵便局でやれるようにするのかということによってメリット・デメリットが変わってくる可能性がありますけれども、一般的に郵便局の仕事をやり、住民サービスの向上につながる。より近いところにいるいろいろな手続きができるようになる。それと市町村の組織及び運営の合理化ということで、委託みたいなかたちでやりますので、アウトソーシングとか市町村の職員を減らすことを、もしかしたらできるかもしれないということです。

一方デメリットとしましては、職員の身分、郵便局も民間になりましたので地方公務員法をそういう民間の方々にどういうふうに適用していくのかということ。あと市町村長の指揮、命令、監督などの権限が郵便局にどのように及ぶかたちにするのか、その辺は道も

詳細な制度設計が必要になってくるということです。それと、郵便局に市町村の支所という業務をやってもらうのですが、その場合の費用をどういうふうに払うのか、これはどうやって算定するのかといったことについても検討が必要になってくるということでございます。

次に259番、政令市の法定要件の緩和。これは支庁のライン、前回答申いただきました広域中核市の二次医療圏の単位でしたけれども、これは支庁のライン、市町村が合併すれば政令市もするという中身でございます。現時点の事実関係の整理でございますけれども、指定都市制度というのはご承知の通り人口50万人以上の市の制定で指定されることになっています。現時点で道内において支庁管内のすべての市町村が合併するというような話が出て、現実に思ったよりも具体的なそういう動きというのは今のところございません。

あと実現するために考えられる手法としてはこれは地方自治法の改正が必要になります。それでメリットとデメリットですけれども、市町村の事務権限が強化されて、市民に身近なところで行政が行われることが可能になって、サービスの向上ですとか地域特性を活かした政策の展開などができるということです。デメリットとしましては、やはり組織体制、そういう人口が必ずしも50万いないところでの組織体制が大事ではないだろうかとか、そういったこと。あるいはちゃんとした財政措置をしないと行政が成り立たない、そういったこともあります。

これにつきましては政令市の要件緩和と広域中核市制度の創設ということで、類似の提案としても答申をいただいております、この提案はそれと同じような内容になっています。

次に260番です。国有林など国有財産の移管ということでございます。国有林など国有財産を無償で北海道に移管するこういう中身でございます、事実関係の整理ですけれども、今道州制特区計画の中の連携協同事業ということで国有林と民有林が一体となった森づくりを推進するというところで、連携協同事業として取り組んでおります。

国は国有林管理の一部を独立行政法人化ということで平成21年度までにその独立行政法人ということを検討するということになっているということでございます。実現するために考える手法としては国有財産法などの改正が必要になってくるのではないかと。メリットでございますけれども、地域の需要動向に応じた森林資源の安定的な利用の供給が可能になる。森林の管理について国との連携ですとか、調整といった事務手続きが不要になるということです。

デメリットとしましては、管理面積が国有林は相当大きいので、巡視などの現場管理が隅々まで行き届くかと、そういったことが課題になるということと、ここには書いていませんけれども財源移譲の制度でなければ道としては受けられない話になってくるというふうに考えています。

次に261番ですけれども、都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲ということでございます。北海道議会議員の公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができ

るようにする。こういった内容でございます。

今、都道府県議員の選挙区というのは公職選挙法で郡とか市を区域として選挙区を決めるということになっておりまして、北海道の場合はその郡を道においては支庁の所管区域ということに読み替えるということになっています。そういったその単位、北海道においては支庁の所管区域と市ということ単位に選挙区を条例で定めるという仕組みになっています。

それで現在の北海道総合振興局設置条例、来年度の4月1日から施行するために国に対して、現行の選挙区を維持することができるように支庁制度の改正に伴って変わることがないように公選法の改正を国に対して要望していくところでございます。国におきましては法改正の検討を行っていただいているところでございます。この度のこの提案についての検討というのは、公選法の改正をふまえた上で検討することが必要ということでございます。これは実現するために当然のことながら公選法の特例ということになります。

それとメリット・デメリットですけれども、地域の事情に合った選挙区の設定が可能になるということがメリットです。ただし、議会議員、道議会議員の選挙でございますので当然これに関しては道議会の意向を最大尊重しなければならないということでございます。

次に262番ですけれども、広域連合の地方交付税の交付。広域連合にも地方交付税を交付するというので、今地方交付税というのは地方の固有の財源として市町村と都道府県だけに交付されるという仕組みになっています。また広域連合を組織している地方自治体に関して補正定数というところに加算されて、交付税として加算されるという扱いがなされているということです。現在、道内の広域連合は11団体あるということでございます。広域連合に交付税を大きく取られると地方交付税法の特例を要望する必要があるということです。

まず、そのメリット・デメリットですけれども、メリットとしましては広域連合の財源が増加すると、交付税が措置されることで増加するということになれば、広域的な行政が一層促進されることになる。そういうことが期待されるということです。

デメリットとしましては、広域連合は現在構成する市町村の分担金で事務の方を行ってまいりまして、広域連合の方に地方交付税がいくということはその構成する市町村には地方交付税がいかないといったことで、その市町村の交付税が減ることが考えられます。それと広域連合が新たに交付税をもらえる主体になるということは、交付税の仕組みが現行よりも複雑化するというのもデメリットとして考えられます。

次に6ページですけれども、これは263番、社会資本関係業務の地方独立行政法人化ということでございます。提案の趣旨・概要ですけれども、北海道開発局が北海道に移管されることを検討されていることを視野に、将来開発局と道が所管する社会保障の整備が一体的に実施できるよう、道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し、一般会計から切り離し、運営できるようにするというのが内容でございます。

事実関係の整理ですけれども、地方独立行政法人法でございます。下の方に※がありま

すけれども、この趣旨でいきますとその地域において確実に実施される必要がある事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要がないものの、民間の下に委ねては確実な実施が担保できない恐れがあるものを効果的・効率的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人ということで、下に対象事業が限定列挙されていまして、試験研究、大学設置管理、公営企業として事業経営、社会福祉事業の経営、その他の公共的な施設の設置管理ということで、この「その他の公共的な施設の設置管理」というものはこれは政令で定められておりまして、こういった道路とか、社会資本といわれるこの提案で言っているものはその他の公共的な施設の設置管理という部分には該当しないという扱いになっていますので、この提案が実現するためには地方独立行政法人法などの特例が必要ということになります。

これが実現した場合に考えられるメリット・デメリットですけれども、メリットとしましては効率的な業務執行を図ることができる。デメリットとしましては、災害対応など行政が直接担うべきことを地方独立行政法人に任せることの妥当性と、安定した自己収入の確保など、法人が自立して運営できる環境を整えることができるかどうかという、そういったこと。それと場合によっては運営交付金というのが今、独立行政法人の主な収入となりますので、そういうものに依存するので道民の求める社会資本のニーズに十分応えることができなくなる恐れがあるということでございます。

次に264番なのですが、所得税に関わる特例ということで、北海道だけ相続税を無税にして資産家の北海道への移住を促進するということでございます。事実関係の整理ということなのですが、相続税は当然基礎控除額を越える部分に対して課税でございまして、相続税を払わなくてもいいということは当然ながら所得税法を改正しなければならないということになります。

それでメリット・デメリットですけれども、メリットとしましてはタックスヘイブンとして資産家が北海道に長く移住するということが期待できるということ。デメリットとしては、ここに書いていますが税としての富の采配という機能が失われ、一部の浮揚層の利益などにつながる恐れがある。あと実際に移り住まずに住民票だけ移すといったことの可能性も大きいということでございます。

次に265番ですけれども、木造建造物にかかる基準の特例ということで、木造5階建ての建物を建てられるようにする、こういう中身でございます。事実関係の整理ですけれども、今は建築基準法の基準に従って建てることが求められておりまして、防火につきまして耐火性能の検証をやって、防火基準がクリアできればいいということで、木造ではだめだと、必ずしもそんなことではないということになります。

また、構造関係ですけれども、これにつきましても構造計算をやって安全基準がクリアできればいいということで、木造で建てたらだめだと、必ずしも現行法では木造ならだめだということではなく、基準を満たせば木造でもいいということになっています。ただ、そのためのコストを考えますと、建物を木造で建てる方はいらっしやらないのではないかと

といったことが考えられます。

それでメリットですけれども、木材需要の喚起につながる可能性がある。デメリットとしましては、基準を満たさなくとも木造構造で5階を建てられるようにするというのと、もしそういうことであれば耐火構造の基準を緩和したり、地震に対する構造強度を緩和したりということになりますので、安全性の問題というものが出てくるということになります。

次に8ページになりますけれども、266番ですがFM放送波の地方自治体の割り当てということです。概要としましてはFM放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てること。それにかかる電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を電波出力に応じて緩和するということになっています。

事実関係の整理でございますけれども、現在国では国内外の18種の電波を相互の干渉にですとか混信しないように電波法によって利用目的に応じて使用可能な周波数といったようなものを決めています。一般の放送局とは異なりますので、区ですとか町村の一部の地域によって放送できるコミュニティー放送局というのが平成4年1月から制度化されていまして、そうした制度を使って地域の特性を活かした番組内容、地域のきめ細かい情報発信というのをメインでやられていますし、やることできるようになっています。

この提案を実現することになると、電波法の特例ということも必要であると。それでメリットの方でございますけれども、住民ですとか地域に訪れた観光客に、地域に密着した情報が提供できるようになること。デメリットは、電波はいろんな人が使っていますので、他の利用希望者の中での調整、電波の周波数等の調整というものが必要になってくる。あと電波の割り当てによる新たな設備投資とか電波使用料の支払い等、財政負担が増加するのではないかと、こういったところが心配されることでございます。

次に267番、自動車ナンバーの特例でございますけれども、これは各陸運事務所ではなく、地域特性を出すためにオホーツクなど名称とする。優良運転者に北海道のナンバーを交付する。こういった中身になっています。

自動車の登録番号というのは、自動車の使用の本拠の位置と、あと管轄する運輸支局を表示する文字と組み合わせて番号というのは自動車登録規則というもので決まるということでございます。

地域特性を出した名称ということでは、ご当地ナンバー制度というものが平成18年10月から実施されていまして、今のところ道内では要望がないという状況でございます。

今までが限られた部分ではありますけれどもご当地ナンバーというのできるということでございますけれども、これが今、この範囲を越えて自由にナンバーがつくれるようにということであれば、自動車登録規則の改正というのが必要になってくる。それとこの場合のメリットでございますけれども、地域特性を活かしたナンバープレートというものが発行できるようになる。デメリットとしましては、これは優良者に北海道のナンバーを交付するという部分に関してなのですけれども、必ずしも車両の所有者と運転者が一致するも



のではないということと、あと現実においてはほとんどの場合はナンバー変更を頻繁にやるということはあまりやっていない。こういった中でナンバー変更をするということは結構困難が伴うとか、実施の面でクリアすべき課題があるのではないかとということでございます。

次に268番ですけれども、社会保障関係法の条例化ということで、社会保障関係の各法、児童福祉法での保育所の許認可など、法律そのものの北海道での条例化するという内容でございます。

事実関係の整理ですけれども、生命、健康に関わる最低限の基準を守るために定めている児童福祉法など、社会保障関係の法律というのは憲法25条に規定します生存権という部分の趣旨から、国側において定めることが望ましいとされています。それと保育所の認可というのは都道府県の権限があるということでございます。

それで条例化するということですので、当然社会保障関係のいろんな法律が特例化されるということで北海道が条例化されるということになりますが、その場合のメリットとデメリットなのですが、メリットとしましては保育所の施設の設備とか職員の配置数などについて、地域の実情に応じて適切な保育サービスの提供を図るというふうになる可能性があるということです。デメリットとしましては、新たな道の基準が道以外の地域と比較して下回るといったようなときに、憲法の25条だけではなく、54条の法のもとの平等といったことも、憲法的なことも考える必要があるということです。今度逆に基準が上回るということになれば、その財源措置ということが必要になるということでございます。

最後になりますけれども10ページ目ですけれども、医療の関係ですが学校医にかかる医師標準数の特例ということでございます。これは地方公立病院から派遣する学校医を当該公立病院の医師標準数に含まれるようにするといった中身なのですが、これについては極端によらなくても対応可能ということございまして、現に公立病院のお医者さんは小中学校の校医に委嘱されている例というのが多くて、道内全体では30%、札幌市を除く道内小中学校では30%で、町村部に行きますとその率は50%を越えるということになっています。それで学校医に委嘱されている医師の兼務している学校の数は平均で2.4、町村部では3.6校を1人のお医者さんが学校医としてということです。

ところが学校医として実際に派遣されている日数というのは年間1日~2日、1校当たりと思うのですけれども1日~2日ということで、実態としてはこの分を公立病院の医師の現員数が減じているという取り扱いを実態としてはやっていないということでございます。そうしたことで現実的にはそういったことをやらなくても特に支障はないというのが実態だそうでございます。

以上、道民提案15件分について説明させていただきました。結果として、特区提案として検討すべきものは14件で、特区提案によらなくても対応可能なものが1件ということでございます。

以上でございます。

## ○ 井上会長

ありがとうございました。ただ今事務局から資料 6 に基づいて説明がありました。最後にまとめられましたように、15 件のうち特区提案として検討すべきものは 14 件、そして特区提案によらなくても対応可能なものが 1 件ということでありました。これは第 1 次整理ということですので、6 の特区提案のまとめであるその答申の前に取り込んでいく、取り込んでいかないというのはこれから時間をかけて審議した上でやっていくのでありますけれども、今の段階でご意見等々第 1 次整理ということを下のカッコにおいて、ご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思います。

今の事務局の説明でいいと思うのですね。たとえば提案の趣旨が必ずしもはっきりしないもの、あるいはその効果がどこにあるのかというようなところがあるのですね。全く見えないようなところも多々あったらと。ただ第 1 次整理案が申し上げますけれども、特区提案としての検討をするかしないかというところでありますので、その点をふまえてご意見・ご質問があったらお出しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

福士委員お願いします。

## ○ 福士委員

(3)の道民提案の追加分についてということなのですが、15 件のうちほかの 14 件は特区提案として検討すべきもので、1 件はそうではないというのは、これは見た感じではよろしいと思います。ただ、中身的にそもそもこれは可能なかどうかといったような、これは今後の審議に出てきますので、具体的に検討していくということですね。

## ○ 井上会長

それはここにまとめられているけれども、それぞれの提案についてはかなり詳細な提案の趣旨というのが書いてあるのですけれども、それは 1 例でいうと、266、FM 放送波の地方自治体への割り当て、これは地方自治体への割り当てですよね。これはどういう趣旨でどういう筋の方が提案されているのか僕にはよくわからないのだけれども、たぶん地方自治体の関係者がやらないわけですか。そういうふうにおっしゃっているのですよね。やはり提案者の趣旨はどこにあるのか。やればやっただけ結局電波を使用するためのいろいろな機械設備を自分たちで用意しなければいけないのです。そして今の時代で考えてみるとインターネットで地域の情報を得るというのもあるし、携帯電話のサイトもある。そういうふうには情報を取るとい時代ですから、何がねらいなのかというような推測ができません。

つまり、これをやり玉にあげているのではなくて、これはこれで検討すればいいわけで、その検討の中で優先順位を我われである程度つけていく。しかし、これまでの道民の皆さんからのご提案の中には、かなりきちんとそのメリット、デメリットを含めて詳細な情報がありました。今回の追加提案についてはそういうものがこの中では多いのでしょうか。

## ○ 出光次長

この FM 放送波も含めまして今回追加した 15 件ですが、ご提案がありましたほとんどこれぐらいの分量でございまして、これ以上の詳しいことをたくさん書いたものがきているということはありません。前はもう少し詳しく書いたものがあったので 1 提案 1 枚ぐらいで整理しましたけれども、今回はそれほどではなく、分量がそもそも来ていないということです。1 ページに 2 提案から 3 提案まとめて書いているという、こういう状況でございます。

ただ、今後ご審議いただく際は当然のことながらこれだけではなくて、たとえば FM でいけば現行の FM 放送の制度はどうなっているかというところを私どもであらい出して、資料を用意してご審議をいただこうというふうに思っておりますので、そうした中でこの提案、提案者のお考えそのものかどうかはわかりませんが、その趣旨を活かすということはまた可能ではないか。あるいはこの限られた文字数のご提案を活かして、また何か新たな発想が当委員会の中で生まれていくということはまたありうるのではないかと、うふうに考えております。

## ○ 井上会長

ここは審議というか、ご意見を出していただく会議ですので、今日だけではありませんので、感想も含めて何かありましたら、どうぞ。

## ○ 山本委員

今、会長がおっしゃったものと、同じような質問をするつもりでした。システムの問題とコンテンツの問題、メリットとデメリットが混同しているという問題があります。少ない分量の道民提案から意義を見出すのに吝かではありません。268番は中分類でいくと福祉というふうになりますけれども、これを例えば子育て支援というふうに解釈していいのであれば、少子化対策という意味でいろいろとメリット、デメリットの書きぶりも、少し変わってくるのかと思います。今日の議論ではないと思いますけれども、その辺を見ながらやっていくとちょっとまた論点が変わっていくと思いつながりながらご説明を聞いておりました。

## ○ 出光次長

268番ですけれども、また次回以降のご審議ということになるかと思っておりますけれども、ものすごく大きなご提案でございます。社会保障関係の各法律、そのものを北海道で条例化するということは、言ってみれば社会保障関係の個別の障害者自立支援法とかいろんな法律、全部を北海道だけ適用除外にして、北海道だけ別なシステムを組むという話になりますし、ピンポイントでいけばたとえば保育所のところで今、国の分権委員会でもいろんな補助基準ですとか、いろんな細かな意味づけを、廊下の幅は何メートルだとか、あ

あいうのは全部取り払って自治体の自由に任せようという動きになっていますので、そういう動きをまた先取りするかたちでもっと保育所というものを、保育所の目的をきちんと達成できれば、廊下の幅だろうが調理台の数だろうが、そういうことの義務付けを国がするのはやめなさいとかたちで活かしていくということもまた可能でしょう。第3回答申でいただきましたコミュニティーハウスも縦割りの福祉制度を取り払って、全く新しいかたちで地域に任せた基準設定をやっ払いこうという点では、268番ともオーバーラップしてくるものですから、いろんな発想の活かし方、使い方というのはあるのではないかなというふうに思っています。

### ○ 五十嵐委員

今の説明、発想の活かし方というのもわかるのです。我われの発想もどこまでついていけるのかということもあるかなと思ってちょっと心もとないですが、その気持ちはわかります。そこで1つ疑問点をあげたいのですけれども、たとえば264番の、相続税を無税にする目的が、資産家の移住を促進するということですが、これは移住促進が目的なのか、相続税を減税、税金はかなりいろんな問題をはらんでいると思うのですけれども、何らかのかたちで土地の相続、その他相続についても北海道の考えることが何かのメリットになると考えているのかちょっとわかりにくいところがあるなというのが正直なところでは。これをどうやって議論するのかちょっと今悩みだなというふうに思っています。

また、たとえば261番なども道議会の話ですけれども、なぜそのことが必要なのか、今まで議論したのは北海道においてそういう法律を変えることにメリットがあるか、メリットというのは実情に合っているかですよね。実情に合っていない何らかの問題があるのであれば、その実態を教えてくださいなと。たとえば住民の数といわゆる格差、一票の重みの問題とかおきているのかとか、あるいは数そのものが多すぎるのか、数そのものが少なすぎるかと言っているのか、どんなふうの問題があるのかというのがちょっと見えてこない。どういうふうに今後議論をするのかちょっと不安なところが、何点かあるかなと思っています。

以上です。

### ○ 井上会長

その他いかがでしょうか。いくつかといいますか、5つの点でご提案の主旨、あるいは現行法との関連というようなかたちでかなり疑問の多いところがありますが、いずれにしても運民の皆さん方からの提案をひとつひとつ我われが取り上げて議論をして、特区提案に取り上げていくという作業をしておりますので、できるだけ我われも鋭意努力して、その主旨を推し諮りながら整理をしていく作業していくことのできたいと思えます。

本当にたくさんあると思えます。先程五十嵐委員も言っておられましたけれども、264の相続税に関わる特例の提案、相続税を払うのは資産家が払う。ご本人からだけではな

くて資産家が亡くなられたときに、その被相続人、その人が北海道に住んでいない限り相続税の免除をやってみても基本的には何の意味もない、たぶんそのようなことですね。ですからいくつもの点で少し我われの方の視点の主旨を先程申し上げましたけれども押し語りながら突っ込んだ議論をしながら、当然これは優先順位もありますし、いくつかのほり方ということで工夫を入れますので、今後議論を積み重ねながら進めていきたいというふうに思っています。そういうことで最初に発言していただきました福士先生、よろしいでしょうか。

いずれにしてもここは第 1 ステージみたいなものです。現行法でやれるということで、このやれるという以外のところは検討していくということで、その後の議論の中で検討を続けていく。

そういうことでよろしいですか。(4)の「今後の審議について」ということで、今後どういうふうに第 4 回答申に向けて審議をしていくかの検討提案、あるいは審議のスケジュールについてとありますけれども、事務局の方から少し説明していただければというふうに思います。

#### ○ 渡辺地域主権局参事

今後の審議についてということでございますけれども、特に資料は用意いたしておりませんけれども事務局としての考え方をご説明させていただきます。まず検討のテーマにつきましては、現在、ホームページですとか、広報誌に先日載せましたけれども、まだまだ提案というのは募集しております、今後もいろいろな手段で道民提案の掘り起こしを続けていきたいと考えています。

しかしながら現時点におきましては、先ほど申しましたように 40 本がベースになりますので、今回はこれまでテーマというものを絞って検討していききましたけれども、今回はその 40 本を対象に議論していただく中でテーマを固めていく、こういうようなことになっていくと思います。

次に審議のスケジュールですけれども、今まで皆さん精力的にご審議をいただきまして、22本の答申をいただいているところですが、先ほど説明しましたけれども、国において北海道からの提案を受け付けた後の検討のペースが、なかなかこちらの答申のペースに追いつかないということで、国が提案を抱え込む状況になっております。

ですから第 2 回提案で 11 項目ですね、これがまだ結論出ていない。先日答申いただいた項目については議会で議決していただき、10 月に国に提案するというので、また国は新たな提案を抱え込む、こういった状態になりつつあります。

それで国には提案については引き続き努力して内容を考えていることは当然ですが、提案が実現した、こういったことを道民の皆さんに知っていただくことも重要になってくると考えております。今までの想定で審議を行った場合、12 月の答申ということも選択肢の 1 つとしてあるとは思いますが、ただいま申し上げたように、国が提案を抱え込む

でなかなか結論が出てこないといったようなこと、さらに佐藤先生が長期にわたりご不在になられるということ、あと、今見ていただいた継続案件もそうですけれども、残っているテーマは難しい。カジノですとか空港の問題とか重たいテーマもある。こういったものを考えますと、今後月1回ペースの開催として、3月までに6,7回程度開催して、答申をまとめるというところを、現実的な考え方ではないかというふうに思っています。

いずれにいたしましても、意識的にペースを遅くするというわけではございませんので、あくまでも自然体でご審議いただきながら、答申までのスケジュール、議会との日程、あるいは国の検討の状況、そういったことも勘案して、一応目安ではございますけれども、だいたい3月あたりの答申といったことを念頭に置いて進めさせていただければというふうに考えています。

以上でございます。

## ○ 井上会長

ありがとうございました。今後審議でということではありますが、事務局から説明がありましたように、1つは今後の審議についてというのは、これまで特に第1回、第2回の提案の時は、かなりテーマを絞ったかたちで、例えば医療とか、JAS 法関係だとか、水道法関係もありましたし、2回目の提案は同様にサミットを控えておりましたので、環境と観光というところに絞った、第3回目というのも地方自治というようなところ、あるいは福祉というようなところに力点をおいて取りまとめたといったことでもあります。

第4回答申にあたりましては、五十嵐委員提案というものを含めて、医療関係が主体になるのかなということもありますけれども、その他、様々な雇用だとか、地域振興だとかいくつかのところ、やっぱり広いジャンルに広がっているということで、特段のテーマに絞り込んでということではなくて、合計40本の提案を中心にしながら議論を進めていくということにしたいところでもあります。

あと1点は、これからの審議の日程ということになりますけれども、佐藤委員もおられないということもありますけれども、実際に12月を目途にということを考えられないわけではないけれども、少しいろいろな理由があると思うのですが、今回は3月を目途にしながら進めていったらどうかというようなご提案でありました。

これは、あまり政治の話をするのはよろしくないのですが、政局が非常に動いているというような中で、今の段階で2回目のやつも決着をついていないのですね。どんどん出していっても少し、我われの言い方ではないですけれども横の方に置かれっぱなしになっていてもどうしようもないので、少し余裕を持って議論を進めていきたいということで、月1回程度の頻度で答申を来年の3月ごろに、ということの提案もありました。

あと大事なことは、これは釧路で1回やりましたけれども、道民の皆さまから上がってくる事案を議論しているわけですが、もう少し提案があってもいいかなということもありますので、私と宮田さんは終わりましたけれども、委員の先生方、折を見て地域で

意見交換されて、新しい発想で提案が上がってくればというふうに思っています。これは釧路のやつもこの中に入ってくるのですよね。今回、釧路に行って、いくつか案件がありました。

#### ○ 出光地域主権局次長

そうですね、例えば釧路の中にトラストなどございまして、それを受けた宮田委員の方からは、海外の企業が寄付金の出し先を探しているのです。そういう受け皿を、トラストとかを使って組み立てたらどうかというお話がございましたので、これは私どもが思っていることですが、もう少し地域、釧路でご提案された方と一緒に、コミュニティハウスのときもそうでしたけれども、地元の方々主導でもうちょっと揺らしながら組み立てていくというやり方が出来ないか。今日も15件来ましたように、一般の道民の方からぽつと受け取って、限られた文量の中で付度しながら組み立ててやるというのがありますけれども、もう1つコミュニティーハウスのように、地域で我われ行政も一緒入りながら、みんな連携をして制度設計を組み立てていく、こういうこともまた1つのやり方ではないかと思っておりますので、そういう線でもう少し深めていけないかなと検討しているところです。

#### ○ 井上会長

ありがとうございます。そのように地域での議論ということに各委員の皆さん方、折を見て参画していただければありがたいというふうに思います。特にこの長々と申し上げましたけれども、3月の目途におよそ月1回くらいの頻度でというのは、これはそういうことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます、ではそのようにさせていただきたいというふうに思います。

では、次回、第24回の委員会についてというのは事務局の方から何かご提案かあるのでしょうか。

#### ○ 渡辺地域主権局参事

現時点では来月の中旬ぐらいに考えています。または別途メールで日にちを決めさせていただきたいというふうに思います。

今は元々の予定ですけれども、次回につきましては先ほど話がありましたように、医療関係について、国の方もいろいろ医療に関していろいろ施策を打ったり、制度を変えたりやっていますので、そういったことをふまえてメリット、デメリットの時点修正の作業もやっていますので、その医療について審議していただくこと、また五十嵐委員から空港の関係で質問がありましたので、それへの解答も次回おこないたいというふうに考えています。

以上です。

## ○ 井上会長

ありがとうございました。ここで報告申し上げておきますけれども、釧路で意見交換会を行った翌週、9月10日ですが、日本経団連に私と、そして関西経済連合会だったかな、その専務理事の2人が呼ばれました。私がお話をさせていただきましたのは、1つは政府が考えているような、あるいは経済界の総本山である日本経団連が考えているような、中央集権が財政の問題等々から維持できないということで、国が投げ出す受け皿をして道州制を考えてもらっては困るということ。北海道の場合はそうではなくて、住人の身近なところから、いわば地域主権型の道州制というのを考えてやっているのだということ、多分皆さん方が考えておられることとは若干ちがうと申し上げた。我われは、トップダウンというのは完全に無視はしないけれども、この委員会ではボトムアップということで、道民の皆さん方から支えられるかたち、意見を汲みとるかたちで、皆さん方に理解していただかなければいけないということを1点強調しておきました。

2点目は、これは関西がそうなのですが、たとえば堀前知事のときにやりましたけれども、国税の所得税だとか、法人税。これを地方税に振り替え、補助金やあるいは交付金を一切受け取らない、つまり閉鎖型といいますか、独立したかたちでの道の財政収支を考えると、だいたい1兆3千億くらいの赤字になりますということ。ただ隣に座っていた関西、これは大幅なプラスになる。日本の地域の中でプラスになるのは、関東、中京、関西です。ですから、私も後で話をされる関西の方は道州制をやりたい、やるべきだといわれるけれども、我々は全く意図が違うんだということ、少なくとも結果平等までとは言わないけれども、それ以前に競争条件が圧倒的に北海道が不利になっているところで、さあやれと言われてもそのものが違う。ですから消費税の議論もあるわけですが、基本的に地域の格差がますます開いていくような方向に道州制が加担するというのは、私はいけない、おかしいという話をいたしました。そして3番目の柱は、今は私どもがやっているのは道州制特区ということで、道州制の1つの実験をやっている、北海道だけがやっているわけで、この北海道で道州制特区提案がことごとく国から蹴られて、財源がつかない、つまり道州制特区が上手く機能しないということになると、これは日本の多くのところで、関西、中京、関東を除いた地方は道州制についてみんな反対しますよ。知事会の会長は福岡県の麻生知事、私も福岡出身なのですが、九州は北海道よりもっと大きな赤字になるのですね、ですからみんな反対しますよ、ですから北海道における現在の道州制特区提案というものを皆さん方が、一生懸命サポートしてくださいということを言いました。

これは皆さん方からいろいろなお知恵をいただいて、経験もふまえながら、皆さん方の意見を収斂するとそうなるのではないかと代表して意見を述べてきました。またそういうような機会があると思いますので、大きな流れをつかみ取っていただければと思います。

では、その他ということに思いますが、事務局から何かございますか。では、一応2時間は予定していたのですが、若干会議の方がスムーズ。

これにて終了ということでもよろしいですか。ではこれで終わります。〈会議終了〉